◎佐賀県条例第８号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。 (2)　特定個人情報　個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第７条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)　特定個人番号利用事務　法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。 (6)　利用特定個人情報　法第19条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。	（定義） **第２条**　この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。